

議案第177号

平成21年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認
について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成21年10月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成21年度川崎市一般会計補正予算

平成21年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610,315,532千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
150,000 ^{千円}	145,214 ^{千円}	295,214 ^{千円}
150,000	145,214	295,214
18,051,830	183,010	18,234,840
12,660,489	183,010	12,843,499
76,479,887	290,428	76,770,315
27,567,357	290,428	27,857,785
14,771,833	145,214	14,917,047
4,529,774	145,214	4,674,988
40,656,314	14,844	40,671,158
18,759,058	14,844	18,773,902
609,536,822	778,710	610,315,532

歳 出

款	項
5 健 康 福 祉 費	
	7 公 衆 衛 生 費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
104,062,525 ^{千円}	778,710 ^{千円}	104,841,235 ^{千円}
5,485,509	778,710	6,264,219
609,536,822	778,710	610,315,532